

## 1 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に準拠し、来客者、利用者ならびに在職者等が、快適かつ爽快な環境で過ごせるように、建物内外を衛生的で公園としてふさわしい環境を保持するとともに建物の耐久化を図ることを目的とする。

## 2 業務

清掃業務

## 3 責任者等

- （1）業務にあたっては、作業責任者を選任し、業務に必要な作業員が従事するものとする。
- （2）作業責任者が職務を行うことができない場合、代理をもってその職務を代行させることとする。
- （3）上記責任者または代理人は、清掃の責任者として必要な知識、技術、技能を修得したものを選任し、常駐させることとする。

## 4 作業員

作業員に一定の服装及び名札を着用させ、作業員であることを明瞭にし、園関係者として、ふさわしいよう常に接遇等留意しなければならない。

## 5 清掃基準

清掃業務の作業箇所、作業方法は、別に定める清掃作業基準表（以下「作業基準表」という。）のとおりとする。

## 6 清掃作業に関する特記事項

- （1）各清掃場所より集められた塵芥は、施設内の収集場所へ集積すること。
- （2）出入口に常設されている土落としマットは、マットを取り外し、下の泥を取り除くこと。  
特に汚れた場合以外でも清掃の回数は最低でも週一回以上とする。
- （3）作業の実施にあたり、園内の建物、工作物及びその他に対し損害を与えたときは、受託者の負担とする。
- （4）作業の実施中、破損箇所を発見した場合は、速やかに情報共有する。
- （5）借用した鍵（マスターキー等）は厳重に保管し、業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用し、使用後は直ちに返還するものとする。
- （6）用水、電力の使用については必要最小限にとどめ、作業終了次第、ただちに止水、消灯すること。
- （7）精密な機器等を据えつけているところも多く、衝撃、ごみ、火気湿気等は、特に故障

の原因になるので、作業にあたっては次の項目を十分注意して実施すること。

- ①ごみを飛散させないこと
- ②清掃器具類を機器等に当てないこと
- ③引火性ガソリン、ベンジン等の薬品は、絶対に使用しないこと
- ④水の使用にあたっては十分注意し、機器、その他に飛散させないこと

## 7 管理時間及び作業実施日

- (1) 清掃の作業時間帯は、8：30～17：00とする。ただし、作業工程上、上記の時間以外に作業を要する場合は除く。
- (2) 清掃作業日は、休園日以外の毎日とし、休園日は別に示す。
- (3) 共用部分等は、施設利用者に支障のないように作業スケジュールを調整のうえ、作業時間内に日常清掃を終えること。

## 8 委託する場合の負担区分

### (1) 指定管理者負担分

- ①業務に必要な光熱水費

### (2) 受注者負担分

- ①業務に必要な資器材消耗品類
- ②業務に必要な什器類（机、椅子等）
- ③消耗品類（トイレットペーパー、手洗い石鹼液、ごみ・汚物袋等）
- ④統一された作業着等
- ⑤事務消耗品および報告・記録書
- ⑥その他委託者負担分以外で必要とするもの

使用する資器材消耗品類は、あらかじめ町の承認を受けた品質または、これと同等以上の良好なものを使用すること。

## 9 作業員名簿、作業日誌、報告書

- (1) 清掃作業に従事する作業員の名簿を契約締結後、直ちに提出すること。以後、作業員の異動があった場合も同様とする。
- (2) 清掃作業日誌には、日常清掃作業箇所、清掃方法、作業時間、人数等を記載し、清掃作業日誌は3年間保管しておくこと。
- (3) 日常清掃の実施にあたっては、月間・年間の作業計画書を作成し、町に提出し承認を得ること。また作業終了後は清掃業務報告書を提出し、町の承認を得ること。

## 10 作業心得

- (1) この清掃管理業務仕様書は、一定の基準を示したものであり、作業基準表に記載されていない事項であっても、施設の管理保存、美観又は利用者の衛生上必要とされる作業

については、これを実施するものとする。

- (2) 清掃の実施にあたっては、作業基準表に基づき、来客者並びに利用者に快適で衛生的な環境を提供し、かつ常に建物の美観を保つこと。また、建物の素材等に影響を与えることのないように注意して実施すること。
- (3) 素材に適した拭き作業を、確実に日に一回は実施し、以後作業時間内にパトロール清掃を行い、美観が保たれるようにすること。
- (4) 勤務中又はその他の機会に知り得た町の機密に関する事項を漏洩しないこと。
- (5) 作業時に移動した物は、作業終了後所定の位置に戻し、後片付けに遺漏のないようにすること。

## 1 1 作業概要

下記の作業方法に基づき、清掃業務を遂行すること

| 作業箇所                          | 作業方法                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 展示施設等                         | ① ほうき及びダストモップを用いて床の埃を取る。<br>② 床の汚れが多い時は、水拭きする。<br>③ 入口扉を拭く。<br>④ 壁面や窓などの手の届く範囲を清掃する。<br>⑤ 灰皿及び屑入れの内容物を処理する。<br>⑥ 机、什器上の汚れを取る。                                                                                                           |
| 大会議室・和室等<br>(カーペット・畳)         | ① ほうき及びダストモップを用いて床の埃を取る。<br>② 扉の清掃をする。<br>③ 壁面や窓などの手の届く範囲を清掃する。<br>④ カーペットは真空掃除機で清掃する。<br>⑤ 屑入れの内容物を処理する。<br>⑥ 机、椅子、什器上の汚れを取る。                                                                                                          |
| ロビー・ホール等及<br>び展示室             | ① ほうき及びダストモップを用いて床の埃を取る。<br>② 床の汚れが多い時は、水拭きする。<br>③ 壁面や窓などの手の届く範囲を清掃する。<br>④ 扉の清掃をする。<br>⑤ 灰皿及び屑入れの内容物を処理する。<br>⑥ マットを清掃する。                                                                                                             |
| 便所（男子便所）<br>（女子便所）<br>（多目的便所） | ① ほうき及びダストモップを用いて床の埃を取る。<br>② 床の水拭きをする。床の汚れが多い時は中性洗剤で拭く。<br>③ 屑入れの内容物を処理する<br>④ 扉の清掃をする。<br>⑤ マットを清掃する。<br>⑥ 壁面や窓などの手の届く範囲を清掃する。<br>⑦ 衛生器具類は中性洗剤で清掃する。除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用する。<br>⑧ 洗面台を清掃し鏡を拭く。<br>⑨ トイレットペーパー・手洗い石鹸を補給する。<br>⑩ 汚物を搬出処理する。 |
| 調理教室<br>調理準備室                 | ① ほうき及びダストモップを用いて床の埃を取る。<br>② 床の水拭きをする。床の汚れが多い時は中性洗剤で拭く。<br>③ 扉の清掃をする。<br>④ 壁面や窓などの手の届く範囲を清掃する。                                                                                                                                         |

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              | ⑤ 流し台を清掃する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 廊下・階段等                       | ① ほうき及びダストモップを用いて床の埃を取る。<br>② 壁面や窓などの手の届く範囲を清掃する。<br>③ 手摺の清掃をする。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ロッジ<br>(洋室 2 棟)<br>(和洋室 3 棟) | ① ほうき及びダストモップを用いて床の埃を取る。<br>② 灰皿及び屑入れの内容物进行处理する。<br>③ 壁面や窓などの手の届く範囲を清掃する。<br>④ 扉の清掃をする。<br>⑤ 衛生器具類は中性洗剤で清掃する。除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用する。<br>⑥ 洗面台を清掃し鏡を拭く。<br>⑦ 浴室を清掃し抜け毛等取り除く。中性洗剤で清掃する。<br>バスマットは、洗濯したものと入替えを行う。<br>⑧ シーツ、布団カバー、枕カバーは、洗濯したものと入替えを行い、<br>その他の寝具については、洗濯や定期的な天日干しなど清潔な状態を保つ。<br>⑨ ベットの掛け布団を整え、和布団は押入れに収納する。<br>⑩ 食器洗剤・トイレットペーパー・手洗い石鹸・ゴミ袋を補給する。 |
| 元氣くんブロンズ像                    | ① 水拭きを行う。(金属製の道具、研磨剤使用不可) ※月 1 回以上<br>② ワックス(例：株式会社リンレイ「ブルー」)を浸み込ませた布での乾拭きを行う。 ※年 1 回以上                                                                                                                                                                                                                                                                  |

ただし、清掃作業基準表に清掃頻度として表示されている「適時」とは、使用の前後及び汚れが発生しない程度の回数をいう。(会議室、調理教室、ロッジ等について、予め使用日が判っている場合は、事前に空気の入れ換え及び点検をしておくこと)

建物外周部についても、汚れ・埃等のふき取り掃除を行い、清潔な状態を保つこと。